

第15回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 平成30年9月6日（木）13：00～17：40

2 場 所 経済産業省別館312共用会議室

3 出席者

（構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員

（審議協力者）中村審議協力者

（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、総務省（情報流通行政局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行
※金融庁は欠席

4 議 題

1 個別分野の検討について

・G 情報通信業

2 研究会における議論等を踏まえた修正等について

・第12回研究会（O 教育, 学習支援業）

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「G 情報通信業」に係る生産物分類の分類原案について説明があった。また、第12回研究会における議論等を踏まえた修正等（O 教育, 学習支援業）について説明があった。

主な意見等は以下のとおり。

【情報通信業】

（通信業について）

- 用途が同じものは同じ分類とするのが生産物分類策定の方針ではあるが、固定電気通信サービスと移動電気通信サービスでは、技術構造や価格動向が異なっていると考えられ、両者を区分すれば、これらの構造が把握できるのではないか。
 - 移動電気通信サービスの技術の進展が早く、今後もマーケットの拡大が予測されるので、区分してもよいのではないか。
- 固定電気通信サービスと移動電気通信サービスの両方を提供している事業者はいるのか。また、これらのサービスの売上高を区分して回答できるのか。
 - 両方とも提供している事業者はある。既存統計調査や電気通信法令上も区分することになっており、回答可能と思われる。
 - 固定電気通信サービスと移動電気通信サービスを統合分類で区分する方向で検討してほしい。
- 原案では、電気通信サービスの最下層を「事業者向け」と「一般消費者向け」に区分しているが、区分可能性を確認しているのか。
 - 把握しておらず、区分するメルマールもはっきりしている状況ではない。事業者へのヒアリングを行う必要があると考えている。
- 音声電気通信サービスについて、そもそも個人回線と事業者回線は用途が異なるものと考えて

よいのか。明確に用途が異なるのは、「0120」に代表されるようなフリーダイヤル回線くらいではないのか。

→ 両者を区分することで中間投入の総額把握につながり、GDP推計に資すると思われるため、区分すべきではないか。

→ 「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性を確認するとともに、契約形態やサービスの質の違いについても確認し、名称も含め検討してほしい。

○ 「電気通信インフラ提供サービス」は、複数の事業者のネットワークを介し提供される事業者向けサービスであるが、原案どおり当該サービスを設定すべきか。

→ エンドユーザー向けとはサービス内容が異なるので、区分すべきではないか。

○ 「クラウド」等について一元的に定義することは困難と認識。クラウドコンピューティングサービスはデータセンターが提供するサービスの一形態であり、物理的設備としてのデータセンターなくしては提供不可能。例えば、会計ソフトをインターネット経由で提供するサービスを提供している企業があるが、同社が生産しているのはソフトウェア・アプリケーションの部分のみであり、インフラ部分はデータセンター等を保有している別企業が提供するサービスを利用している。なお、インフラ部分の提供企業は電気通信事業者である。

○ 「クラウドコンピューティングサービス」については、技術的な側面が強い話のように感じられる。仮に仮想化の技術が進展し、ソフトウェア提供が全てクラウド化した場合、生産物分類として設定する意味がないように思う。クラウドの今後の見通しをどのように考えているのか。

→ 難しいところではあるが、データセンターが提供するIaaS及びPaaSに相当する部分と、SaaS・ASPなどソフトウェアに係る部分に大きく区分される傾向は、今後も続くのではないかと考えている。また、様々なレポート等からは、各々の数値も把握が可能だと考える。クラウドは市場規模が拡大してきていることや、そもそものインフラ基盤部分とソフトウェア部分とで費用構造、産業構造が大きく異なっており、GDPの精度向上という生産物分類策定の趣旨からして区分していくべきであると考えている。

→ データセンターやクラウドサービスは生産技術が異なるだけで、同質のサービスであるように感じられる。生産物分類設定の方針としては、ユーザーにどのようなサービスを提供しているかに着目すべきだと思われる。

→ 事務局としても、業界への更なるヒアリングが必要と考えている。関係省庁にもご協力いただいて情報収集し、修正案を提案させていただきたい。

○ 海外ローミングについては、分けられるなら、分けて取ったほうがよいのではないか。

→ 区分可能性については確認がとれていない状況である。

→ 金額が僅少と思われるが、海外旅行者向けのサービスであり、成長分野とも思われることから、設定する方向で検討してほしい。

(放送業)

○ 地方局がキー局の番組を放送する場合、両者の間でどのような取引が行われているのか。

→ キー局が全国ネットで放送する場合には、キー局から地方局に対して「ネットワーク配分金」が支払われ、また、地方局がキー局の番組を独自に放送する場合には、地方局からキー局に対して「番組使用料」が支払われる。生産物分類として、「ネットワーク配分金」については、「テレビ放送サービス（広告収入）」に、「番組使用料」は「テレビ番組」に含まれるものと整

理している。

→ キー局と地方局の広告料が、ダブルカウントになるおそれがある。「ネットワーク配分金」の区分可能性を確認し、可能であれば、区分してほしい。

- キー局がローカル局に対して番組を販売した際の「番組使用料」収入は、知的財産の使用許諾又はテレビ番組配給サービスのどちらにあたるのか。

→ キー局とローカル局の取引内容を確認の上、どの分類に含まれるかを検討する。

(情報サービス業)

- 「ソフトウェアの受注制作サービス」について、日本のソフトウェア業界は、建設業と同様の重層下請け構造のため、そのまま生産額を集計すると重複が大きくなってしまう。生産物分類において元請と下請を区分することを検討すべきではないか。

→ 広告業も同様の問題を抱えているように思われる。広告業では、把握可能性の観点から総額で捉えることとしている。元請・下請を含む受委託サービスについては、今後統一的に整理したい。

- 家庭で使われるような文書作成ソフトは、どこに含まれるのか。

→ 「コンピュータ等基本ソフト」に含まれることになると思われる。

→ 「業務用」、「個人用」の区別が明確になるよう、引き続き品目や内容例示などを検討してほしい。

- ゲームの配信による提供と物理的媒体によるゲームの提供は単価が異なっており、区分すべきではないか。

→ オンラインによる課金については、「ゲームソフトウェア」に含めることとしている。

→ 412 音楽情報制作業で「音楽ソフト」と「配信用音楽コンテンツ」が区分されていることを考慮すれば、区分しても良いのではないか。

(インターネット附随サービス業)

- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を区分して分類を設定する可能性についても検討してほしい。

→ 「ウェブ情報検索・提供サービス」を「情報検索」と「情報提供」に区分し、SNSを後者に含めてはどうか。

→ 検索サイトを運営している事業者は、インターネットショッピングサイトや動画配信サービスなど様々なサービスを提供しており、原案どおり区分できるかについて、今後確認が必要と考えている。

- シェアリング・エコノミーは、今回の検討に関係するいわゆるプラットフォームは、原案では「マーケットプレイス提供サービス」に含めている。ただし、そもそも定義が難しいと思われるところ、生産物分類としてどう整理すべきか。

→ シェアリング・エコノミーの特徴は、供給者が個人であるところであり、生産物分類として設定する場合は、需要先ではなく供給先で区分する必要がある。また、シェアリング・エコノミーにおける個人の生産額を直接把握することは困難であり、仲介事業者のデータから推計せざるを得ない。このように、生産物分類の策定方針に沿わない部分はあるが、例外として設定を検討すべきと考える。

- 定義や生産額の把握は難しいものの、シェアリング・エコノミーの経済規模を推計するニーズはあるため、生産物分類として設定してほしい。
- シェアリング・エコノミーは個人間の取引とされているが、仲介サイトには事業者も取引に参加している。また、そもそも中古品の取引はこれまでも存在し、それとの違いはあるのか。そういった状況の中で、あえて区分する必要があるのか。
- 分類として設定するに当たっては、論点を整理する必要があると認識しており、それらを踏まえ、整理させていただきたい。

(映像・音声・文字情報制作業)

- 知的財産関連生産物を「知的財産の制作（請負）サービス」と「知的財産のオリジナル」、「知的財産の使用許諾サービス」の3つに区分することは、一種の国際標準であり、映像・音声・文字情報制作業の生産物の設定に際しても、基本的には、これを貫徹すべきと考える。
- 貿易統計には「輸送可能財」という概念があり、DVD等で複製された「映像ソフト」は「輸送可能財」に位置付けられるので、「映像ソフト」と「配信用映像コンテンツ」は原案どおり区分した方がよい。
 - 全体的な考え方を統一するために、情報サービス業の「ソフトウェア」についても、物理的媒体に記録されたソフトとダウンロード版のソフトを区分する方向で検討していただきたい。
- 放送業の副業にある「テレビ番組」、「ラジオ番組」と「映像ソフト」、「番組制作サービス」はどのように整理されているのか。
 - 「テレビ番組」及び「ラジオ番組」は、「知的財産のオリジナル」に相当するものと考えている。「番組制作サービス」については、外部からの委託を受けるものが含まれると考えている。
- テレビ番組などをDVD化した場合の売上げはどこに含まれるのか。
 - 「映像ソフト」の売上げに含まれると思われるが、放送業の生産物として設定されていないため、追加させていただく。
- 「音楽ビデオ」が「音楽ソフト」に含まれているが、「映像ソフト」との関係はどう整理されるのか。レンタルショップなどで「映像ソフト」として把握されていることはないのか。
 - 業界団体の統計を参考に「音楽ビデオ」を設定させていただいた。プロモーションビデオなどが含まれるものと考えているが、ご指摘を踏まえ、確認させていただく。
- 分類の名称が「ソフトウェア」と「ソフト」の両方あり、統一的に整理する必要があるのではないか。

【教育、学習支援業】

(教養・技能教授業について)

- ボーイスカウトは、非営利団体のサービスとして検討するとのことだが、非営利団体の行うサービスをどのようなものと捉えているのか。
 - 詳しくは「サービス業（他に分類されないもの）」の検討の際に説明するが、会費収入が中心と考えている。
- 教養・技能教授サービスは、子供、大人、高齢者、外国人など利用者の属性により目的が異

なるので、子供向けのサービスをまとめるなど、利用者の属性によってサービスを分類できれば、ユーザーとしては使いやすい。職業訓練など大人を対象とした生産性向上のためのサービスと子供や高齢者を対象とした生産性の向上を目的としないサービスは、区分した方がよい。

→ 語学の教授などでは一つの教室に大人と高齢者がいる場合もあり、区分して把握することは難しいと考えられる。重要な御指摘ではあるが、現状では把握は困難と考えられるので、現状のままをしたい。

(学校教育について)

- 「幼保連携型認定こども園サービス」は、産業分類の名称に「サービス」を付けただけであり、他に適当な名称がないか検討が必要である。また、「幼稚園及び幼稚園相当教育サービス」も同様に、「幼児教育サービス」など名称の変更を検討した方がよい。
- 「その他の高等教育類似サービス」に含まれる高校の専攻科について、教職員には高等教育を行っている認識はないと考えられるため、「高等教育」という単語を含むと、混乱を招く可能性がある。また、大学の別科については、留学生別科で日本語教育を行うなど、サービス内容としては高等教育と言えないものもある。ISCEDに合わせて「高等教育以外の中等後教育」とした方がよい。
 - ご指摘を踏まえて、名称は「高等教育以外の中等後教育」とし、統合分類レベルで独立させ、統合分類「高等教育サービス及び類似サービス」は「高等教育サービス」とする方向で修正を検討してほしい。
- 奨学金については、SNA上の扱いに合わせて、金融業の生産物に位置付けるのかどうかについては、異論もあると思う。特に調査に答える者にとって金融とすることに違和感があるのではないか。
 - 奨学金については、今後の進め方としては、関係する金融業の検討において議論することとしたい。金融とすることについては、そのようなご指摘も踏まえて整理することとなる。
- 高度専門士については、一定の要件を満たした課程について、専門学校が文部科学省に申請することで、卒業者にその称号を付与することができるようになるが、条件を満たしていても申請を行っていない学校もあるため、同質の教育を行っていても、学校の申請の有無によって分類が分かれることになる。また、専門課程を「短大及び短大相当教育サービス」と「大学及び大学相当教育サービス」に区分すると、1年制の専門課程などが漏れてしまう恐れがあり、原案のままとした方がよい。
 - 高度専門士を取得できる課程は、大学院への入学資格を取得できるため、大学相当の教育サービスに該当すると考えて修正案を作成したが、漏れが生じるおそれがあるならば、再度検討したい。

(以上)